

第3章 都市づくりの理念と目標



3-1 市の将来像

上位計画である『あま市第1次総合計画』では、「市民が主役」「地域資源の活用」「安全・安心」といった視点を大切にした都市の将来像を設定しています。

そのため、本プランにおいてもこれを踏襲し、地理的・交通的な好条件を強みに、歴史、文化、自然、伝統的な産業といった個性的な地域資源も最大限に守り活かしながら、安全・安心で快適に暮らせる住環境や、活力ある産業環境を市民とともに創造していくものとして、これからの都市づくりに向けた本市の将来像を次のように設定します。

《将来像》

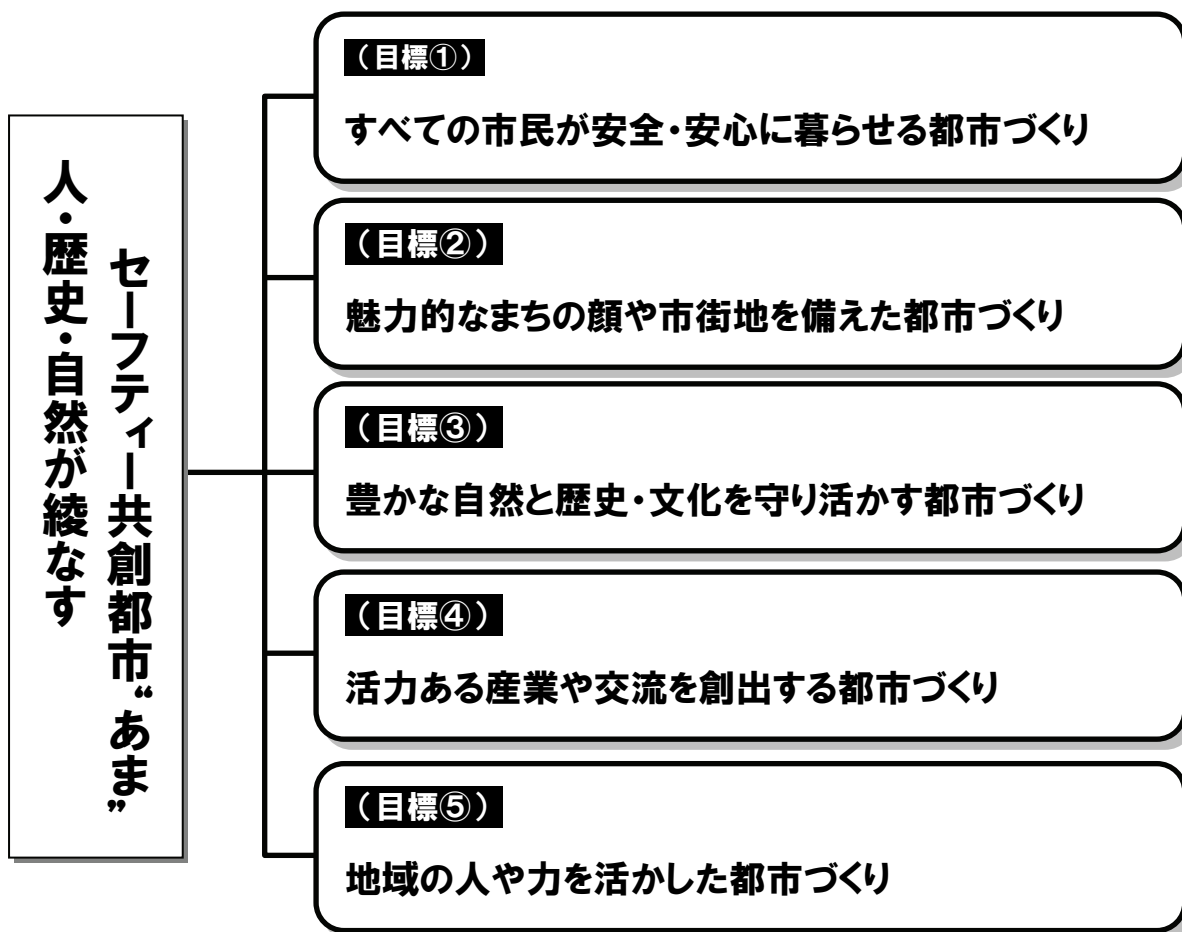
人・歴史・自然が綾なす セーフティー共創都市“あま”

3-2 都市づくりの目標

1. 都市づくりの目標体系

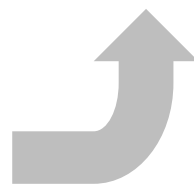
将来像の実現に向け、以下の基本方向により都市づくりを進めます。
なお、あま市第1次総合計画では、5つの基本目標が設定されているため、本プランでは、その枠組みを踏襲しつつ、都市計画分野の目標として整理しています。

《都市づくりの目標体系》



あま市第1次総合計画 基本目標

- ①安全が確保され、安心して快適に暮らせるまち
- ②心身ともに健康で、いきいきと暮らせるまち
- ③郷土に誇りと愛着が持てる、魅力あるまち
- ④自らの力で歩み続ける、活力のあるまち
- ⑤交流と連携による、一体感のあるまち



2. 都市づくりの目標

(目標①)

すべての市民が安全・安心に暮らせる都市づくり

[関連する都市計画施策分野] 防災、道路・交通

安全・安心は、暮らしの根本であり、都市づくりにおいて特に重視すべきです。

そのため、本市では、浸水被害や大規模地震の影響を受けやすい地勢等も踏まえ、河川改修をはじめとした災害に強い都市づくりを積極的に進めます。

また、高齢化の進行等を踏まえ、鉄道駅や広域・幹線的バス路線を活かして自家用車に過度に依存しない身近な生活圏を構築したり（歩いて暮らせるまちづくり）、バリアフリーに配慮して公共空間を整備するなど、誰もが安心して生き生きと暮らし続けられる都市づくりを進めます。



都市づくりによって実現を目指す主な将来像

- 大規模な自然災害が発生しても被害を最小限にとどめることのできる災害に強い都市が形成され、安全・安心な暮らしが確保されています。
- 市民の生活にあった便利な公共交通体系が構築され、高齢者等の移動が活発化しているほか、自家用車の利用が抑えられ、環境負荷の軽減に寄与しています。
- ユニバーサルデザインが導入された施設の普及や、歩行者優先の道路空間の形成が進み、誰もが市内を安全・快適に移動できるようになっています。



坂牧コミュニティ防災センター



五条川の護岸整備

(目標②)

魅力的なまちの顔や市街地を備えた都市づくり

[関連する都市計画施策分野] 市街地整備、土地利用

暮らしの利便性や快適性を高めるためには、日常生活を支える都市機能や良好な都市基盤を備えた場づくりを進めることが重要です。

そのため、地域の特性に応じて、生活道路等の都市基盤の充実や計画的な土地利用を進め、市街地では、住宅地としての良好な環境や、商業地としての買い物に便利な環境、工業地としての働きやすい環境等を積極的に備えていきます。

また、鉄道駅周辺をはじめ、もともと利便性が高く、拠点性をもつ場所では、歩いて暮らせるまちづくりとも連携しながらその機能をさらに高めるなど、まちの顔といえるような魅力的な場所を備える都市づくりを進めます。



都市づくりによって実現を目指す主な将来像

- 公共交通の利便性の高い場所では、土地の有効利用が進み、自家用車に過度に依存しないで暮らすことができる住宅地が形成されています。
- 合併前からの各地域の中心地では、中高層を含む新たな住宅地の形成や、多様な都市機能（商業、交流、行政、医療、交通等）の集積によって、その魅力が見直され、賑わいのあるまちの顔として成長・発展しています。
- 市街地では、低未利用地の活用により、環境共生等の多様なニーズにも対応した良好な住宅地が形成され、定住の場としての魅力が向上しています。
- 少子・高齢化が進む集落では、地域特性を活かした創意と工夫により、誰もが安心して暮らせる居住環境が整い、定住人口が確保され、新たな活力が生まれています。



公共施設集積地（甚目寺駅北部）



基盤整備された住宅地（甚目寺）

(目標③)

豊かな自然と歴史・文化を守り活かす都市づくり

[関連する都市計画施策分野] 公園・緑地、下水道・河川、景観

日常生活・都市活動は、質の高い良い環境のうえでこそ成立するものと考えます。

そのため、多くの河川が流れる地域特性も踏まえたなかで、河川における自然環境の保全・復元や親水空間の充実、公園・緑地とのネットワーク化を図るなど、環境にやさしく、身近で水・緑を感じふれあえる都市づくりを進めます。

また、甚目寺観音をはじめ、歴史・文化的な資源が豊富に現存するなかで、その良好な景観を保全したり、じっくり楽しく散策できる環境を整備するなど、地域の歴史・文化を守り、観光・交流に活かす都市づくりを進めます。



都市づくりによって実現を目指す主な将来像

- 南北方向に流れる河川を基軸に、縦横断・全市的な水と緑のネットワーク（自然、緑地が連続した空間）が形成され、これらは、生物多様性や、まちの個性、快適な日常生活を支える重要な基盤として機能しています。
- 郊外では美しい田園景観が保全され、街なかでも、多様な主体による都市緑化が進んで身近な緑が増えており、どこに居ても落ち着きと潤いを感じられます。
- 甚目寺観音と萱津神社を核に、ストーリー性のある散策ルートや、街なかの商業空間等とも連携した面的な広がりを持つ交流空間の整備が進み、県内外多くの人が訪れる歴史・文化観光都市として成長・発展しています。
- 地域の身近な歴史・文化的資源（行事・祭事を含む）がまちづくりに活かされ、高齢者と若者の交流が生まれるなど、地域の活力が向上しています。



親水空間（小切戸川）



甚目寺観音

(目標④)

活力ある産業や交流を創出する都市づくり

[関連する都市計画施策分野] 道路・交通、土地利用

都市の賑わいを創出し、活力を高めるためには、交流や産業の機能が不可欠です。

そのため、広域的に都市間を結ぶ道路から、地域間を結ぶ道路、市街地の中心となる道路まで、交流の基盤となる幹線道路の整備を図るなど、多様な交流を促す都市づくりを進めます。

産業面では、優良農地など、従来の地域産業を支える場を守り活かすほか、高速交通体系への恵まれたアクセス条件を活かし、主要な幹線道路の沿道に新たな産業立地を図るなど、力強く幅広い産業が集積する都市づくりを進めます。



都市づくりによって実現を目指す主な将来像

- 県道名古屋津島線など、4車線道路の整備・ネットワーク化が進み、県内外との人・モノの交流が拡大することで、地域が持続的に発展しています。
- 地域の中心地（鉄道駅周辺等）を相互に結ぶ環状道路等の整備によって、地域間の交流と連携が進み、都市機能を相互に補完して新たな活力を創出しています。
- 甚目寺北 IC 周辺など、交通利便性の高い場所では新たな工業地が形成され、次代を担う産業の集積・育成が図られています。
- 充実した交通体系等を活かした農業の高付加価値化や、七宝焼等の地場産品を活かした産業観光の取り組みが進み、農村地域の活力が向上しています。



(都) 甚目寺佐織線沿道商業



県道名古屋津島線バイパス

(目標⑤)

地域の人や力を活かした都市づくり

[関連する都市計画施策分野] すべて

都市は、人々の様々な営みによって構築されるものであるため、都市づくりは、そこで生活・活動する人々が関わり、協力しあって進めていくべきです。

そのため、目標①～④の取り組みの過程では、市民、事業者、自治会、NPO等の多様な主体の参加を促進し、協働による都市づくりを進めます。

特に、公園の維持・管理や、地域資源を活かした地域活性化の取り組み、地域の防災まちづくり、良好な宅地の供給など、行政でなくてもできる領域や、市民等が主体的に関わるべき領域については、情報の提供・共有や、参加・協働の機会づくりを積極化するなど、効率的・効果的に取り組んでいきます。



都市づくりによって実現を目指す主な将来像

- 市民が自らの地域に愛着や親しみを持てる地域が形成されています。
- 地域の街並みづくりについて自らルールを作るなど、地域が協力しあう住みよいコミュニティが形成されています。
- 河川・水路での花の植栽など、地域の特性を活かした創意・工夫の取り組みは、地域に根ざした個性として市外にも広く認識され、まちの個性となっています。
- 市民一人ひとりが地球環境問題について考え、公共交通の利用など、自らできるエコなまちづくりを実行しており、環境にやさしい産業活動も定着しています。



ワークショップ風景
(総合計画策定市民会議)



清掃活動

2. 将来指標の設定

《将来人口》

全国的に人口減少時代に突入するなかにあって、本市においては、依然、人口増加（国勢調査によると、最近10年で約4,400人の増加）を示しています。

一方、本市においても少子化の様相があり、今後、これに伴う人口減少社会に直面することは不可避と考えられます。実際、過去の人口推移をもとに人口推計（コーホート要因法による）を行うと、平成26年頃に人口はピークを迎え、以後、緩やかに減少していくことが予想されています。

しかし、あま市第1次総合計画では、このような見通しを受け止めつつも、各種施策を推進し、定住環境の充実を図ることで、人口増加の維持を目標として掲げています。

そのため、本プランでは、総合計画上の数値を踏襲し、平成33年の目標人口を次のとおり設定します。

平成33年の目標人口

90,000 人

（平成22年国勢調査人口：86,714人）

《将来市街地規模》

本市は、目標人口の達成や、高齢化への対応、都市の持続的な発展等を目指して、適正規模の市街地を確保していきます。

これについては、市街化区域内に残存する約276haの低未利用地（そのうち住居系・商業系の用途地域内では約271ha。同用途地域内の土地区画整理事業が実施された地区では約46ha）を有効活用することを優先的に考えていきます。

あわせて、市街化調整区域においても、3つの鉄道駅による公共交通の利便性や、名古屋環状2号線等の高速交通体系への恵まれたアクセス条件を活かすことができるなど、既存ストックの活用が可能な地域を中心として、市街化区域への編入や地区計画制度等の活用を検討し、良好な居住環境の整備や工業系用地の計画的な確保に努めます。

第4章 都市づくりの基本計画



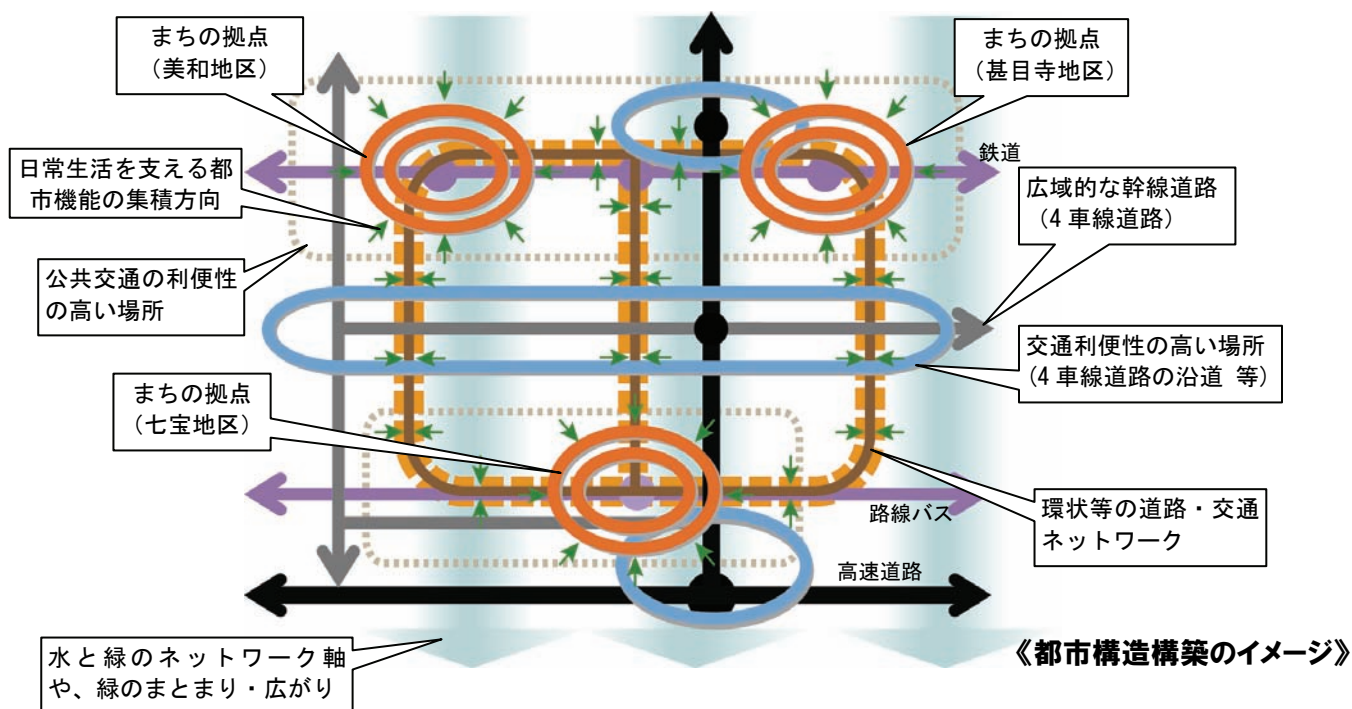
4-1 将来都市構造

1. 基本的なイメージ

都市の将来像を実現するために、今後、どんな都市機能を配置し、どんな施設配置や土地の使い方を旨すか、といった基本的な方向性を「将来都市構造」として整理します。

これに関する本市の基本的なイメージは、以下のとおりです。

- 合併以前からの「まちの拠点」を踏襲しながら、市全体として一極集中を図るのではなく、日常生活がいくつかの核によって営まれるような構造を構築します。
- 3 駅周辺など、公共交通の利便性が高い場所での人口集積を目指します。
- 「まちの拠点」を相互に結ぶ環状等の道路・交通ネットワークの形成により、市の一体性向上を図ります。
- 「まちの拠点」を中心として、また、これらを相互に結ぶ道路を軸として、日常生活を支える商業、行政等の都市機能の重点的な集積を図ります。
- 4 車線道路の沿道・交差点部や、市中央部など、市全体からみて特に交通利便性の高い場所を活かし、産業・流通や市全体を対象とした行政等の都市機能を配置します。
- 河川を軸とした緑（農地）のまとまり・広がりや、河川を軸とした全市的な「水と緑のネットワーク」の形成を図ります。



2. 将来都市構造の設定

本市の将来都市構造は、「都市軸」、「都市拠点」および「ゾーン」の3つの要素から整理します。

それぞれの要素の具体的な配置等については、上位・関連計画における位置づけや、都市の現況等を踏まえて整理します。

- **都市軸**
都市の骨格を成す道路や河川、動線であり、線的な構成要素
- **都市拠点**
日常生活・都市活動の中心となる場であり、点的な構成要素
- **ゾーン**
概ねの利用区分毎の土地のまとまりであり、面的な構成要素

都市づくりの目標	本市の都市構造を構成する要素		
	《都市軸》	《都市拠点》	《ゾーン》
すべての市民が安全・安心に暮らせる都市づくり	● 公共交通軸		
魅力的なまちの顔や市街地を備えた都市づくり		● 街なか居住拠点	● 市街地ゾーン
豊かな自然と歴史・文化を守り活かす都市づくり	● 親水環境軸	● 緑の拠点 ● 歴史・文化拠点	● 農住・自然ゾーン
活力ある産業や交流を創出する都市づくり	● 生活交流軸 ● 産業交流軸	● 産業拠点	
地域の人や力を活かした都市づくり		● 地域サービス拠点	

注：この表は、都市構造を構成する各要素と、5つの都市づくりの目標との関連性を示したものである。
●は密接な関連性を持つものであり、●表示が無いと関連性がないということではない。

《都市軸》

名称と役割	位置づける路線等 ※一部区間の場合あり
<p>①生活交流軸</p> <p>…市街地間を連絡し市の一体性を醸成する主要な幹線を成すとともに、日常生活を支える各種都市機能の集積を担う動線</p>	<p>以下の路線および沿道周辺</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(都) 給父西枇杷島線 ・(都) 給父西枇杷島東線 ・(都) 花正下田線 ・(都) 西今宿東条線 ・(都) 七宝蟹江線 ・県道名古屋津島線 ・県道給父西枇杷島線
<p>②産業交流軸</p> <p>…都市間を連絡する主要な幹線を成すとともに、産業・流通機能の集積を担う動線</p>	<p>以下の路線および沿道周辺</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(都) 名古屋環状2号線 ・(都) 西尾張中央道 ・(都) 名古屋津島線 ・(都) 甚目寺佐織線 ・県道名古屋蟹江弥富線
<p>③公共交通軸</p> <p>…都市間の連絡とともに、高齢化に対応した都市づくりを担う動線</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋鉄道津島線 ・名鉄バス路線
<p>④親水環境軸</p> <p>…安全で、親水性・生物多様性の豊かな空間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・庄内川 ・新川 ・五条川 ・福田川 ・蟹江川・大江川 ・小切戸川 ・目比川 ・大切戸幹線水路 ・ニツ寺井筋

《都市拠点》

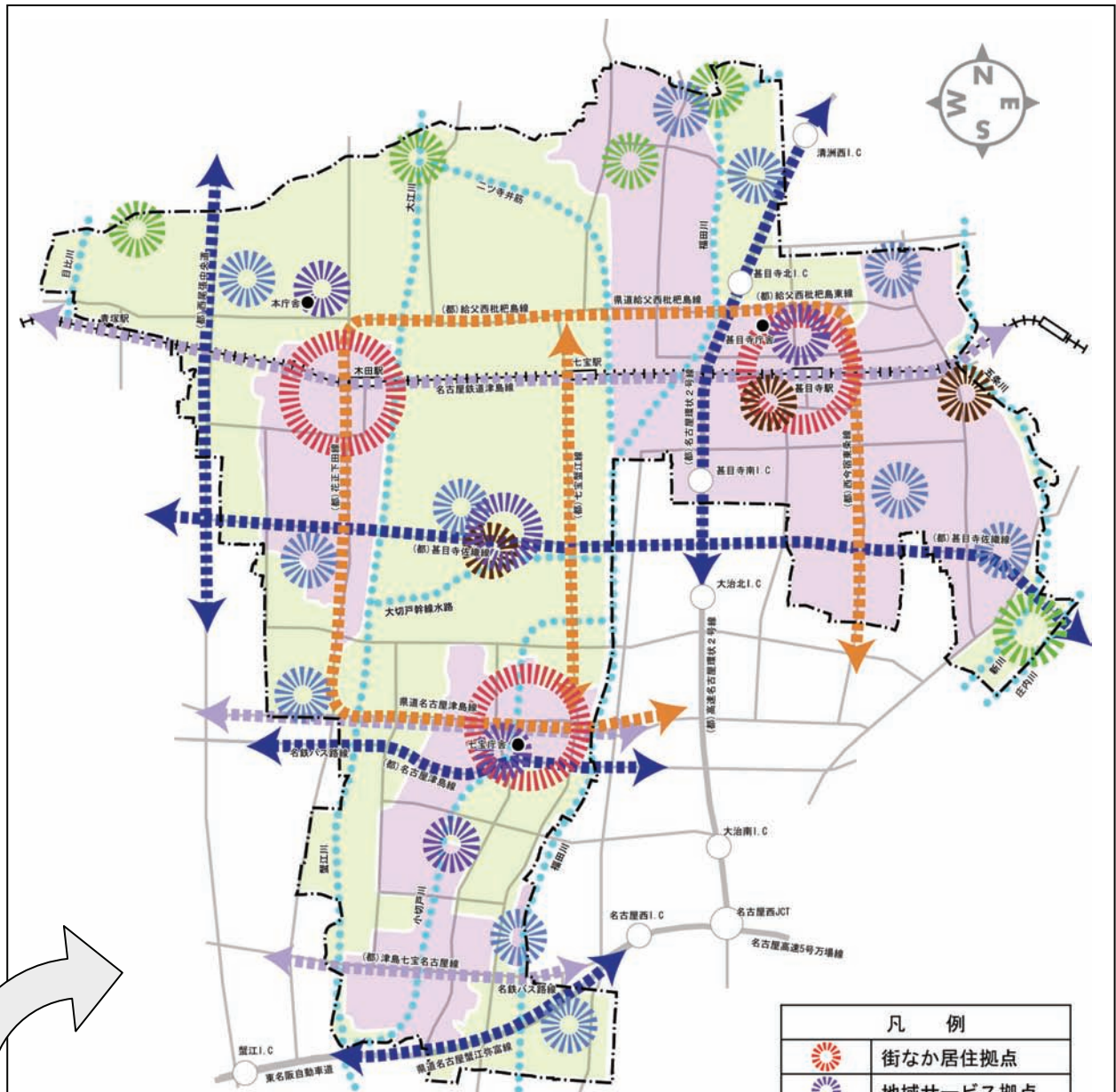
名称と役割	位置づける場所
<p>①街なか居住拠点</p> <p>…多くの人が集い交流するまちの顔づくりや、高齢化に対応した歩いて暮らせる都市づくりを牽引する場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・名鉄甚目寺駅周辺 ・名鉄木田駅周辺 ・七宝庁舎北交差点周辺

名称と役割	位置づける場所
<p>②地域サービス拠点 …各種公共公益サービス機能が集積し、市民の暮らしやコミュニティを支える場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所本庁舎・美和図書館・シルバ一人材センター一帯 ・市役所七宝庁舎・七宝公民館一帯 ・市役所甚目寺庁舎・市民病院・甚目寺総合福祉会館一帯 ・七宝総合体育館・七宝総合福祉センター一帯 ・海部東部消防署一帯
<p>③産業拠点 …交通の利便性等を活かした産業・流通機能が集積し、市の産業振興を牽引する場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域内の既存工業集積地 ・市街化調整区域内の既存工業集積地 ・産業交流軸として位置づけた幹線道路の沿道周辺（適所）
<p>④緑の拠点 …良好な緑・水辺の環境を活かしながら、市民の休息やレクリエーション活動を支える場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新川・庄内川河川敷 ・蓮華寺寺叢^{じろう} ・福田川沿いの公園（森地区） ・二ツ寺親水公園 ・森ヶ丘公園
<p>⑤歴史・文化拠点 …歴史・文化的資源を活かして、観光・交流活動の活性化を担う場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・甚目寺観音一帯 ・七宝焼アートヴィレッジ一帯 ・萱津神社一帯

《ゾーン》

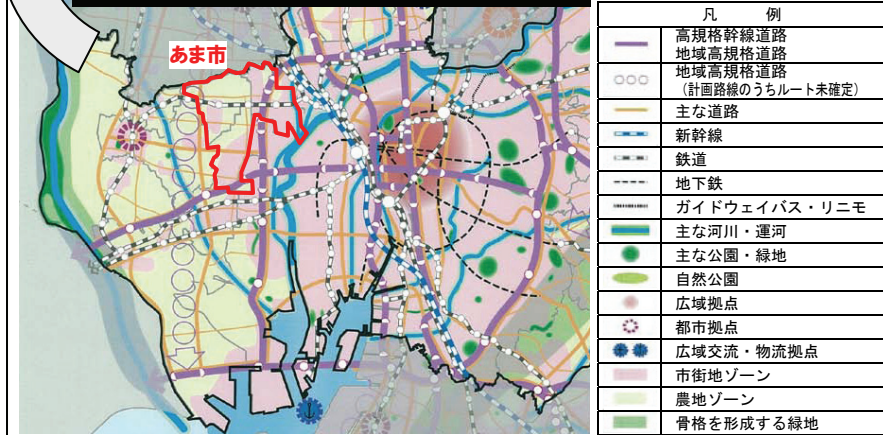
名称と役割	位置づける地域
<p>①市街地ゾーン …住宅地としての良好な環境、商業地としての買い物に便利な環境、工業地としての働きやすい環境等を備えた日常生活・都市活動を支える地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の市街化区域を中心とした地域
<p>②農住・自然ゾーン …集落と農地・自然環境が共生し、良好な住環境や生産環境、景観等を支える地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の市街化調整区域を中心とした地域

《将来都市構造図》



凡 例	
	街なか居住拠点
	地域サービス拠点
	産業拠点
	緑の拠点
	歴史・文化拠点
	生活交流軸
	産業交流軸
	親水環境軸
	公共交通軸
	市街地ゾーン
	農住・自然ゾーン

参考:名古屋都市計画区域 将来都市構造図



4-2 土地利用構想

1. 土地利用の基本方針

《市街化区域の土地利用のあり方》 市街化区域は、都市計画法において、既に市街地を形成している区域や、優先的・計画的に市街化を図るべき区域とされています。その性格をもとに、本市では、残存する低未利用地の活用を積極化し、また、地域の特性に応じて高度な利用を図ることによって、日常生活・都市活動を支える良好な市街地を形成していきます。その上で、本市の市街化区域では、戸建てによる低層・中低層の住宅地としての利用を基本としながら、将来都市構造上の位置づけを踏まえて、公共交通の利便性の高い場所や主要な幹線道路の沿道を中心に、商工業系または複合系の土地利用を図ります。なお、街なか居住拠点として位置づけられる鉄道駅周辺等については、市全体からみた種々の優位性を踏まえ、土地利用施策（市街化区域拡大の検討を含む）を重点化します。

《市街化調整区域の土地利用のあり方》 市街化調整区域は、都市計画法において、市街化を抑制すべき区域とされています。その性格のもとに、市域の6割を占める本市の市街化調整区域では、今後も、無秩序な市街化を抑制し、営農環境や自然環境、既存集落の住環境の保全を図ります。ただし、市街化調整区域であっても、既存コミュニティの維持や既存ストックの活用の観点から、都市的土地利用が必要な場合があります。そのため、本市では、将来都市構造上の位置づけを踏まえ、公共交通の利便性が高い場所や主要な幹線道路の沿道を中心に、そのような土地利用について、必要に応じ検討を行います。

2. 土地利用の区分と配置方針

《土地利用の区分》 土地利用の基本方針を踏まえ、本市の土地利用区分を次のように設定します。

④沿道複合利用地	
土地利用の規制・誘導方針	●広域的な幹線道路の沿道という利便性を活かし、車利用に対応したロードサイド型の商業施設や、流通・業務施設等が立地する非住居系を基本とした土地利用を図ります。
配置のイメージ	●(都)名古屋環状2号線、(都)甚目寺佐織線および(都)名古屋津島線の沿道(ただし、市街化区域内を基本。)

⑤工業地	
土地利用の規制・誘導方針	●幹線道路沿道等の利便性を活かし、周辺住宅地等との調和にも留意しながら、工場や流通・業務施設等による専用性の高い工業地としての土地利用を図ります。
配置のイメージ	●工業系市街化区域を中心とした地区

⑥街なか居住拠点	
土地利用の規制・誘導方針	●公共交通機関を利用しやすく、様々な生活利便施設も集積する利便性を活かし、中高層を含む集合住宅の立地や、生活利便施設の一層の集積を誘導するなど、より多くの人が高度で多様な都市サービスを享受でき、また、歩いて暮らせるまちづくりにも寄与する土地利用を図ります。
配置のイメージ	●名鉄甚目寺駅、名鉄木田駅および七宝庁舎北交差点の周辺(鉄道駅およびバス停の徒歩圏を基本。)

⑦自然環境・レクリエーション地	
土地利用の規制・誘導方針	●都市の貴重な緑地空間として保全を図るとともに、市民の憩いや、環境教育、健康増進等に寄与する場として有効活用を図ります。
配置のイメージ	●庄内川、新川、五条川をはじめとした主要な河川・水路およびその周辺 ●蓮華寺寺叢

⑧既存工業地・産業誘導候補地	
土地利用の規制・誘導方針	●既存工業地については、周辺環境と調和した土地利用を図ります。 ●広域的な幹線道路の沿道という利便性を活かし、工場や流通・業務施設の新規集積の誘導を検討します。
配置のイメージ	●市街化調整区域内の既存工業地 ●(都)名古屋環状2号線、(都)西尾張中央道、(都)名古屋津島線、(都)甚目寺佐織線および県道名古屋蟹江弥富線の沿道周辺

⑨農地・集落地	
土地利用の規制・誘導方針	<ul style="list-style-type: none"> ●農業生産や治水、景観等を支える農地の保全を図ります。 ●集落地については、周辺農地との調和にも留意しながら、低層を基本とした良好な住環境を保全する土地利用を図ります。
配置のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ●市街化調整区域内の農地や既存集落（ただし、⑩の範囲を除く。）

⑩農地・集落地（駅周辺、主要な幹線道路沿道等）	
土地利用の規制・誘導方針	<ul style="list-style-type: none"> ●駅周辺では、市街化調整区域としての性格を十分考慮しながら、地域の実情に応じ、既存コミュニティの維持や安全・安心で活力ある暮らしの形成に必要な場合において、適切な土地利用を検討します。七宝駅周辺については、市全体からみた種々の優位性を考慮し、市街地としての位置づけも交えた土地利用を中長期的に検討します。 ●主要な幹線道路の沿道周辺では、市街化調整区域としての性格や、円滑な交通流動に及ぼす影響等を十分考慮しながら、必要に応じて、工場や流通・業務施設等が立地する土地利用を検討します。
配置のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ●名鉄七宝駅、名鉄青塚駅（津島市）および名鉄バス停の周辺 ●（都）西尾張中央道、（都）名古屋津島線、（都）給父西枇杷島線、（都）花正下田線、（都）甚目寺佐織線、（都）七宝蟹江線、県道名古屋津島線および県道名古屋蟹江弥富線の沿道周辺

第5章 分野別都市づくり計画



5-1 道路・交通に関する方針

1. 基本方針

どこへでも、安全・快適に移動できる環境をつくる

自動車交通の利便性を高めるため、自動車専用道路、主要幹線道路、都市幹線道路、地区幹線道路といった段階構成のある、わかりやすい幹線道路網を構築します。これらの幹線道路の整備については、将来都市構造上の位置づけを踏まえつつ、効率的・効果的に進めます。

また、歩行者・交通弱者の視点にも立ち、公共交通の充実や、歩行者・自転車が利用する道路の整備、歩いて楽しい道づくりなど、安全・快適な交通環境の整備を進めます。公共交通の充実については、街なか等の活力の創出や、地球環境保全の観点からも推進していきます。

《施策体系》

● 幹線道路網の充実	① 自動車専用道路へのアクセス強化 ② 都市圏の骨格を成す広域的な幹線道路の整備 ③ 都市の骨格を成す幹線道路の整備 ④ 市街地や地域の骨格を成す幹線道路の整備
● 公共交通の充実	① 鉄道の利便性向上 ② 路線バスの利便性向上 ③ 地域の公共交通の充実
● 安全で快適な交通環境の充実.....	① 主要施設周辺の安全・快適な歩行空間づくり ② 生活者の視点に立った安全な道づくり ③ 歩いて楽しい道づくり

2. 整備・誘導の方針

《幹線道路網の充実》 ①自動車専用道路へのアクセス強化

県内外・全国に連絡する「自動車専用道路」については、市内では、(都) 高速名古屋環状2号線(名古屋第2環状自動車)と東名阪自動車道が通っています。(都) 高速名古屋環状2号線については、2つのICが設置されており、本市近隣では、3路線の自動車専用道路が接続する名古屋西JCTが設置されています。

こうしたなか、本市では、自動車専用道路の利用の利便性を高めるため、ICアクセス道路としての(都) 名古屋環状2号線(国道302号)等の整備を促進します。

②都市圏の骨格を成す広域的な幹線道路の整備

自動車専用道路の機能を補完し、広域的に都市間を連絡する路線として「主要幹線道路」を配置します。

本市では、(都) 名古屋環状2号線(国道302号)、(都) 西尾張中央道、(都) 名古屋津島線および(都) 下菅津北間島線・県道名古屋中環状線の4路線を位置づけ、主に、自動車の走りやすさを高めることに留意して、未改良区間等の整備を促進します。

③都市の骨格を成す幹線道路の整備

主要幹線道路の機能を補完し、都市間を連絡するとともに、市街地間・地域間を連絡する路線として「都市幹線道路」を位置づけ、都市全体で格子状に配置します。

東西方向の路線については、(都) 給父西枇杷島線・(都) 給父西枇杷島東線・県道給父西枇杷島線、(都) 甚目寺佐織線(県道あま愛西線)および(都) 津島七宝名古屋線(県道津島七宝名古屋線)を位置づけ、南北方向の路線は、(都) 西今宿下菅津線および(都) 七宝蟹江線(県道須成七宝稲沢線)を位置づけます。

これらの路線については、自動車の走りやすさとともに、沿道への出入りのしやすさにも留意して、未改良区間等の整備を促進します。

④市街地や地域の骨格を成す幹線道路の整備

都市幹線道路の機能を補完し、市街地間・地域間を連絡するとともに、市街地内や地域内で発生する交通を効率的に集散する路線として、「地区幹線道路等」を配置します。

本市では、県道名古屋津島線や（都）西今宿東条線・県道西条清須線、（都）花正下田線をはじめとした、地域のなかの主要な市道、県道を適宜位置づけ、自動車だけでなく、歩行者・自転車の利用にも留意して、未改良区間等の整備を進めます。

なお、これらの路線は、規模縮小を含めた見直しを検討します。

《公共交通の充実》

①鉄道の利便性向上

名古屋鉄道津島線については、踏切事故の防止等を図るため、（都）名古屋環状2号線との交差部や甚目寺駅周辺を中心に、高架化の検討を行います。

鉄道駅については、駅前広場・送迎スペースや、これへのアクセス道路、周辺での駐車場・駐輪場の整備により、交通結節機能を強化し、駅利用を促進します。特に、甚目寺駅と木田駅では、優先的に取り組みます。なお、駐車場・駐輪場については、駅周辺の公共施設、商業施設等との一体的な整備・運用も考慮します。

その他、名古屋市高速度鉄道6号線の延伸構想について、実現に向けた取り組みを関係機関に要請します。

②路線バスの利便性向上

市南部を通る路線バスについては、バスルートとしての県道の改良を促進し、運行の定時性確保に努めます。

また、「あま市七宝庁舎前バス停」など、主要なバス停周辺での駐輪場の充実や、上屋・ベンチ・照明といった安心して快適に待つことのできる環境整備を促進し、バス利用を促進します。なお、これらの取り組みについては、バス停周辺の公共施設、商業施設等との一体的な整備・運用も考慮します。

③地域の公共交通の充実

地域巡回バスの導入について、市民にとっての必要性等を十分に考慮しながら検討を進めます。

なお、導入に際しては、鉄道駅や市民病院等の主要な施設の巡回や、市街地づくりとの連携など、本市が目指す将来都市構造・土地利用構想への対応にも留意します。

《安全で快適な交通環境の充実》 **①主要施設周辺の安全・快適な歩行空間づくり**

鉄道駅や市民病院、教育施設など、多くの人が集い利用する施設の周辺では、歩道の設置や段差解消、わかりやすいサインの設置を図るなど、誰もが安全・快適に移動できる歩行空間づくりに努めます。

②生活者の視点に立った安全な道づくり

幹線道路に囲まれた区域における、主要な生活道路では、歩車分離のほか、通過交通を排除する交通規制の運用、自動車の速度を低減する狭さくの設置など、「クルマ優先」から「ひと優先」へのシフトを目指した取り組みに努めます。

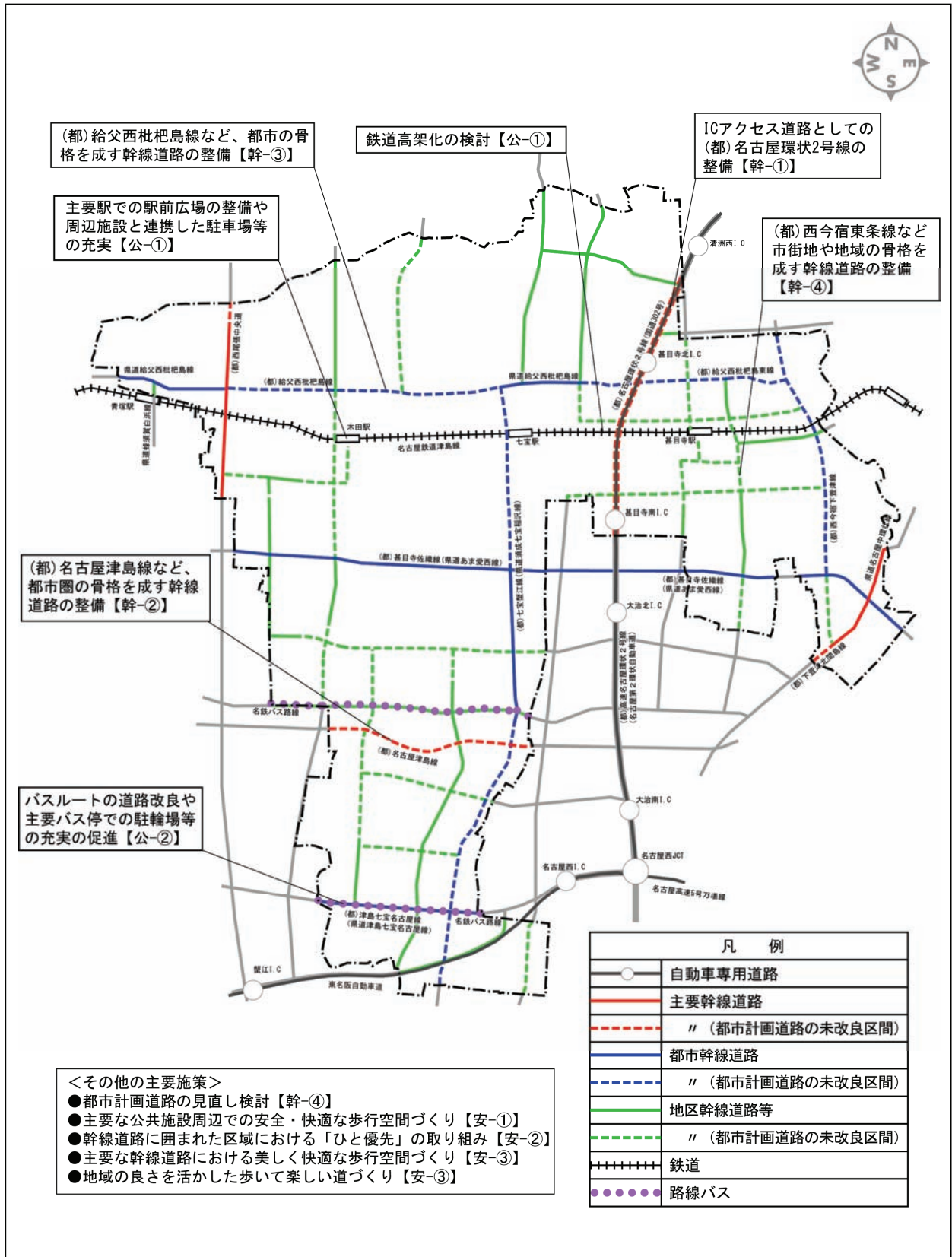
特に、段階的・部分的に供用開始される都市計画道路の周辺では、通過交通・迷い込み交通の発生が想定されるため、地域の安全性確保に配慮します。

③歩いて楽しい道づくり

都市の骨格を成すような主要な幹線道路では、歩道の連続性確保や、カラー舗装、緑化などにより、市民や来訪者が歩いてみたくなるような美しく快適な歩行空間の形成に努めます。

また、甚目寺観音や萱津神社、七宝焼ゆかりの地域（七宝焼アートヴィレッジ等）、旧街道を活かした歴史・文化を巡る道づくりをはじめ、地域の良さに触れながら、じっくり楽しく歩くことのできる魅力的な道づくりに努めます。

《道路・交通に関する方針図》



注：【 】内は、施策体系における該当項目
 幹 ⇒ 幹線道路網の充実
 公 ⇒ 公共交通の充実
 安 ⇒ 安全で快適な交通環境の充実

5-2 水・緑に関する方針

1. 基本方針

水と緑を守り、育て、潤いある快適な環境をつくる

本市の特徴である多くの河川・水路をはじめ、良好な自然環境について、健全な姿で後世に継承するとともに、親水空間の整備など、市民や来訪者がそれらを身近に感じ、親しむことができるような空間づくりを進めます。

また、これらの取り組みとも連携しながら、身近で利用できる公園の整備や、公共施設の緑化、市街地内に残存する農地の保全など、日常生活のなかで緑を感じる快適な環境づくりを市民とともに進めます。

《施策体系》

●公園・緑地の充実	①拠点的な公園の整備 ②地域の特性に応じた公園の整備
●潤いのある空間の充実	①河川の親水性向上 ②水と緑のネットワーク形成
●緑地の保全	①骨格的・拠点的な緑地の保全 ②地域の身近な緑地の保全 ③地域の緑化 ④市民参加による緑地の保全・育成
●水環境の保全	①公共下水道の整備

2. 整備・誘導の方針

《公園・緑地の充実》 ①拠点的な公園の整備

庄内川沿いでは、庄内川上下流域を一体として捉えた交流拠点の整備を促進します。

また、森ヶ丘公園や二ツ寺親水公園といった既設の規模の大きな公園については、レクリエーション需要の変化や、防災機能の強化など、多様なニーズに対応しながら、拠点性を維持・向上するための再整備を検討します。

②地域の特性に応じた公園の整備

鉄道駅周辺をはじめとした都市構造上、整備の重要性の高い場所や、公園が不足する場所を中心としながら、地域の身近な公園としての街区公園等の整備を検討します。

また、既設の街区公園等については、施設の老朽化等により、住民のニーズに対応できなくなったものを中心に、地域の特性に応じた公園への再整備を図ります。

《潤いのある空間の 充実》

①河川・水路の親水性向上

河川・水路については、より親しみやすく、環境とも調和した水辺空間づくりに努めます。

特に、五条川・蟹江川・福田川・小切戸川といった河川改修を予定する県管理河川では、河川整備計画に基づき、河川改修にあわせて、自然環境の保全・復元に配慮した多自然川づくりを促進するとともに、川を眺めることのできる川辺の散策路や、川に近づくことのできる階段の設置など、親水空間づくりを促進します。

②水と緑のネットワーク形成

生物多様性を保全し、緑豊かな都市環境を創出するため、水や緑の連続した空間づくり（水と緑のネットワーク形成）を進めます。

特に、本市では、多くの河川・水路が流下する特徴を活かして、河川・水路沿いの樹木の保全や、河川改修にあわせた堤防緑化等を図り、基幹的なネットワークを形成します。また、これとの接続を考慮しながら、全市的な水と緑のネットワーク形成を目指します。

《緑地の保全》

①骨格的・拠点的な緑地の保全

庄内川・新川・五条川一帯など、面的な広がりをもって都市の骨格を形成し、生物多様性等の面からも重要な役割を持つ河川緑地について、保全を図ります。

蓮華寺寺叢は、本市にとって貴重なまとまりある緑地であり、手つかずの自然が豊富に残されているため、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域として保全を図ります。

郊外に広がる農地は、農業生産の場であると同時に、多様な機能を持ち、地域を大きく囲む良好なグリーンベルト（緑地帯）を形成しています。そのため、市街地の方向性とも調整しながら、農振法に基づく農業振興地域、農用地区域として保全を図ります。

②地域の身近な緑地の保全

社寺林をはじめ、地域に残された緑地は、保全を図るとともに、環境学習や地域のふれあい等の場としての活用を検討します。

市街化区域内の農地についても、生産緑地地区制度を活用し、街なかの貴重な緑として計画的な保全を図ります。

③地域の緑化

「あま市宅地開発等に関する指導要綱」に基づく指導とともに、緑化を支援する制度の導入を検討し、民有地の緑化を促進します。

また、公共施設の緑化を進めます。特に、多くの人が集い利用する主要な公共施設は、地域の緑化を先導すべく重点的に取り組みます。

鉄道駅周辺をはじめとした都市構造上、重要な場所については、官民一体となった緑化を積極的に進めます。

④市民参加による緑地の保全・育成

道路、河川等の緑の清掃や手入れについては、市民主体の活動を支援する市独自の仕組みづくりや、県のアダプトプログラム（愛・道路パートナーシップ事業等）の活用を通じ、市民参加を促進します。

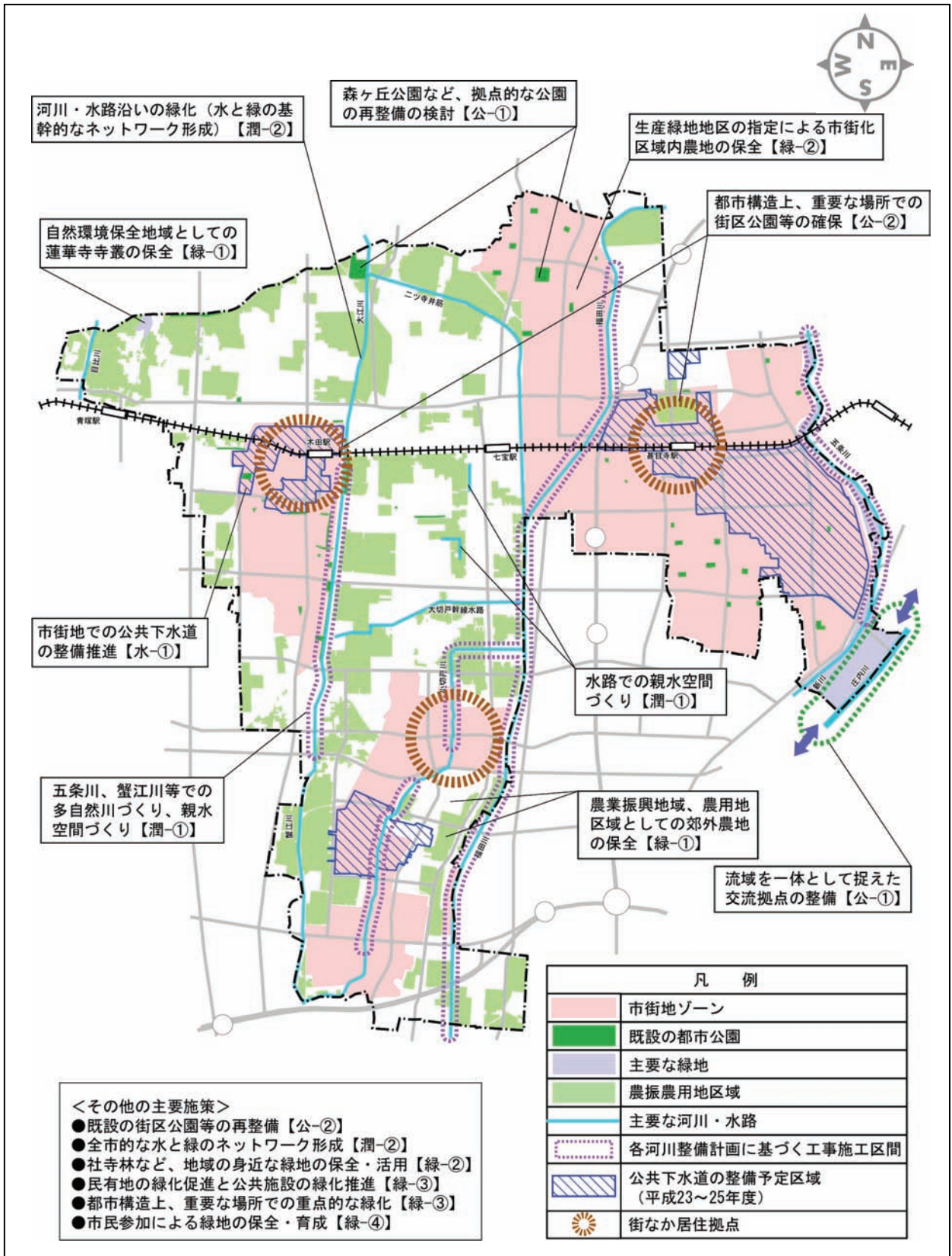
《水環境の保全》

①公共下水道の整備

河川等の公共用水域の水質保全や、居住環境の改善を図るため、「あま市污水適正処理構想」に基づき、市全域での公共下水道整備を最終目標としながら、当面、市街化区域一帯を中心に公共下水道の整備を推進します。

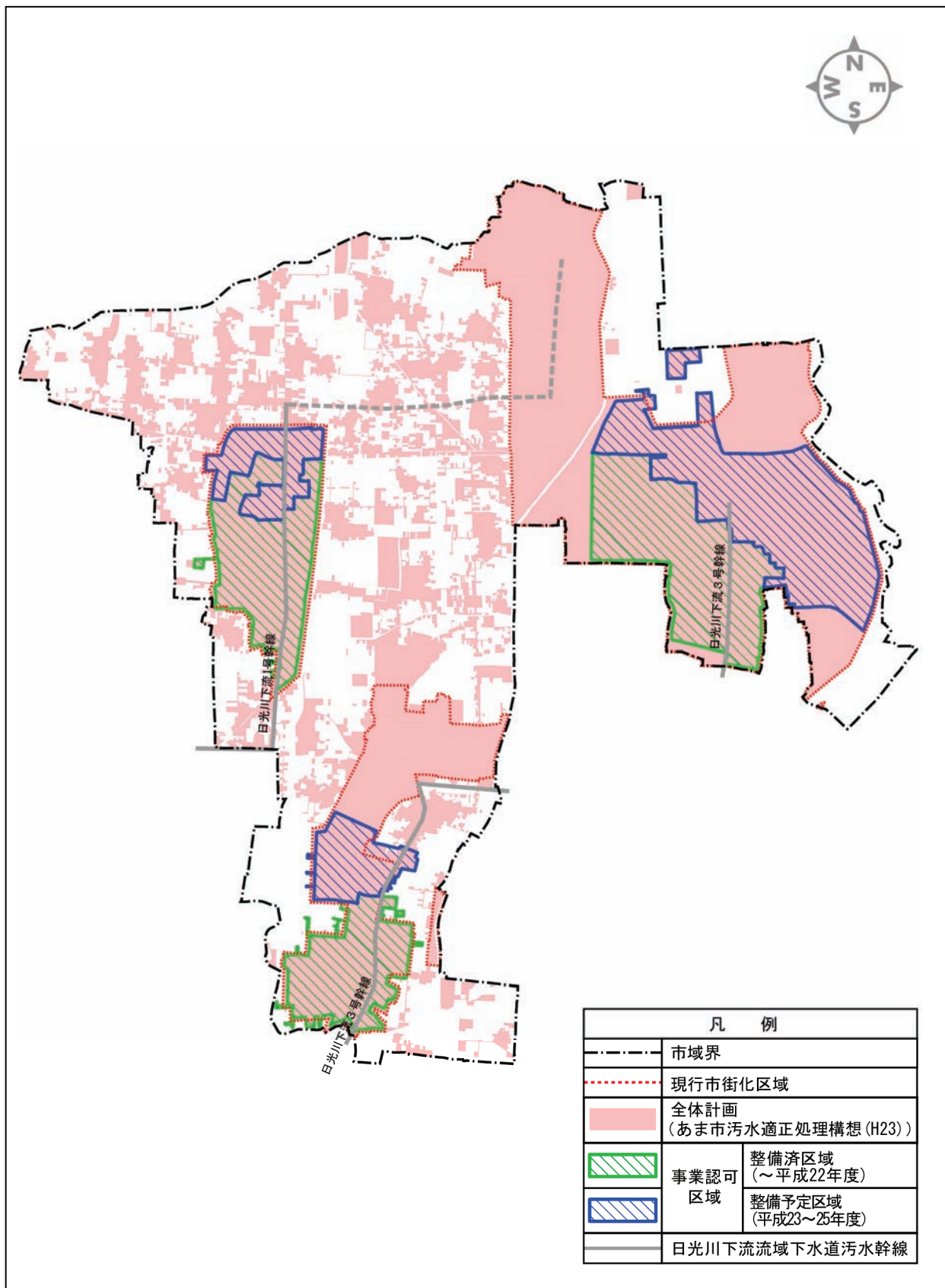
整備により供用を開始した区域については、市民への周知・啓発を図り、公共下水道への早期接続を促進します。

《水・緑に関する方針図》



注：【 】内は、施策体系における該当項目
 公 ⇒ 公園・緑地の充実
 潤 ⇒ 潤いのある空間の充実
 緑 ⇒ 緑地の保全
 水 ⇒ 水環境の保全

《参考:あま市污水適正処理構想に基づく、公共下水道整備の考え方》



5-3 市街地・拠点に関する方針

1. 基本方針

良好な都市基盤を備えた暮らし、産業・交流の場をつくる

市街地や拠点としての地区は、快適・利便な暮らしや、活力ある産業・交流を支える中心的な場として充実を図るため、地域の特性に応じて、土地区画整理事業や地区計画制度等の手法を適切に活用し、良好な都市基盤、機能を備えていきます。

また、市街化調整区域の集落においても、活力ある良好な暮らしの場として活用を図るため、必要な基盤整備や、適切な開発誘導を進めます。

《施策体系》

●市街地環境の充実	①計画的な市街地整備 ②きめ細やかな地区まちづくりルール ③基本的なルールの適切な運用
●多様な拠点の形成	①街なか居住拠点の整備 ②産業拠点の整備 ③その他都市拠点の整備 ④地域の身近な拠点の整備
●集落環境の充実	①集落生活基盤の整備 ②駅周辺等での適切な開発誘導
●環境衛生の充実その他	①環境衛生施設の整備 ②井領敷地の解消

2. 整備・誘導の方針

《市街地環境の充実》 ①計画的な市街地整備

市街化区域内では、田・畑等の低未利用地が多く残存しています。そのため、都市基盤が未熟なまま宅地化が進まないよう、道路等の整備事業や、土地区画整理事業、良質な民間開発の誘導など、地域の状況に応じた手法を活用し、良好な都市基盤を備えた住宅地の形成に努めます。

特に、木田郷南地区など、まとまって低未利用地が残存する場所では、地域の意向を踏まえつつ、優先的・計画的に取り組みます。

また、名古屋鉄道津島線の沿線市街地については、鉄道高架化に関する検討にあわせ、当該事業と連動した市街地整備について検討を行います。

②きめ細やかな地区まちづくりルールの活用

土地区画整理事業や民間開発等により、良好な都市基盤を備えた地区では、地域の意向に応じて、地区計画制度等の活用を検討し、敷地の使い方等にきめ細やかなルールを定めることで、良好な住環境の維持・保全に努めます。

また、都市基盤が未熟な地区においても、狭い道路が多く防災上の課題がある、低未利用地が多く無秩序な開発の恐れがある、といった地区それぞれの課題に応じて、地区計画制度等の活用を検討し、解決に努めます。

③基本的なルールの適切な運用

良好な市街地環境を維持・形成する上での最も基本的なルールである用途地域については、土地利用構想や、地域の意向を考慮しながら、必要に応じて見直しを行います。

《多様な拠点の形成》

①街なか居住拠点の整備

「街なか居住拠点」として位置づけられる鉄道駅周辺等では、土地区画整理事業のほか、都市再生整備計画事業や都市計画道路の整備との連携も考慮しながら計画的な市街地整備を推進し、人口集積等を進めるにふさわしい良好な都市基盤を備えます。

なお、甚目寺駅周辺では、市民病院の移転に伴い跡地が発生するため、その立地優位性を有効に活かした土地利用を進めるべく、良質な民間開発の誘導や、必要に応じて都市基盤の整備を図ります。

また、市全体からみた優位性をより積極的・効率的に活かす観点から、甚目寺駅北部、七宝庁舎南東部等において、市街化区域の拡大を検討します。

②産業拠点の整備

4車線道路の沿道・交差部など、特に交通利便性の高い場所は、市の産業振興を牽引する「産業拠点」として、産業・流通機能の維持・集積に努めます。

これについては、市街化区域（工業系用途地域）内を優先しますが、市全体として交通利便性の高い場所を有効活用する観点から、市街化調整区域でも、地区計画制度や条例制定により一定の区域での開発を認める開発許可制度の活用について、必要に応じ検討します。条件が揃えば、市街化区域への編入についても検討します。

特に、甚目寺北 IC 周辺など、新規集積となる場所では、周辺環境との調和にも留意して、慎重に検討を行います。

③その他都市拠点の整備

公共施設が集積する場所は、市民の暮らしやコミュニティを支える「地域サービス拠点」として、利便性・快適性の向上が必要です。

そのため、地域の高齢化等に対応した既存公共施設の改善や、施設間の連携を考慮した連続性のある歩道の整備等に努めます。

市全体をサービス対象とする公共施設の充実も図ります。特に、あま市民病院は、地域医療体制や施設老朽化等の問題解決のため、「新あま市民病院基本構想」に基づき、新たな病院施設の整備を推進します。また、新市基本計画及び市民の利便性を考慮し、あま市の位置的中心地付近である（都）甚目寺佐織線（（主）あま愛西線）付近の七宝地内を候補地として、行政運営の効率化、市民サービスの向上を図るため、新庁舎の整備を検討します。

なお、整備にあたっては、誰もが利用しやすいよう施設のバリアフリー化や、市の新しい防災拠点としての高度な役割を發揮できるような機能の確保に努めます。

また、「街なか居住拠点」と「地域サービス拠点」の連絡を中心としながら、拠点相互を結ぶ道路の整備等を図り、拠点機能の連携強化による、多様な交流を促進します。

④地域の身近な拠点の整備

公共施設の分布状況など、各地域の特性に応じて「身近な生活拠点」や「身近な交流拠点」を位置づけ、地域住民が主体となった環境保全・改善の取り組み等により、拠点性の維持・向上に努めます。

《集落環境の充実》

①集落生活基盤の整備

市街化調整区域の既存集落では、農業施策との連携も考慮しながら、生活道路など、集落環境の改善や利便性向上に寄与する基盤の整備を図ります。

② 駅周辺等での適切な開発誘導

市街化調整区域では、市街化を抑制すべき区域として、開発制限がかかっていますが、今後は、既存コミュニティの維持等の観点から、地域の実情に応じて適切に対応することが必要です。

そのため、鉄道駅周辺、地域サービス拠点として公共施設が集積する場所の周辺、市街化区域に近接する場所等では、地区計画制度や条例制定により一定の区域での開発を認める開発許可制度を活用した、必要最小限の都市的土地利用について、必要に応じ検討を行います。

なお、七宝駅周辺については、市中央部付近に位置し、市街化区域に近接するとともに、周辺では、都市の重要な軸としての（都）七宝蟹江線と（都）給父西枇杷島線の整備が予定されるなど、市全体からみた優位性があるため、中長期的な視点で、市街化区域への編入を検討します。

《環境衛生の充実 その他》

① 環境衛生施設の整備

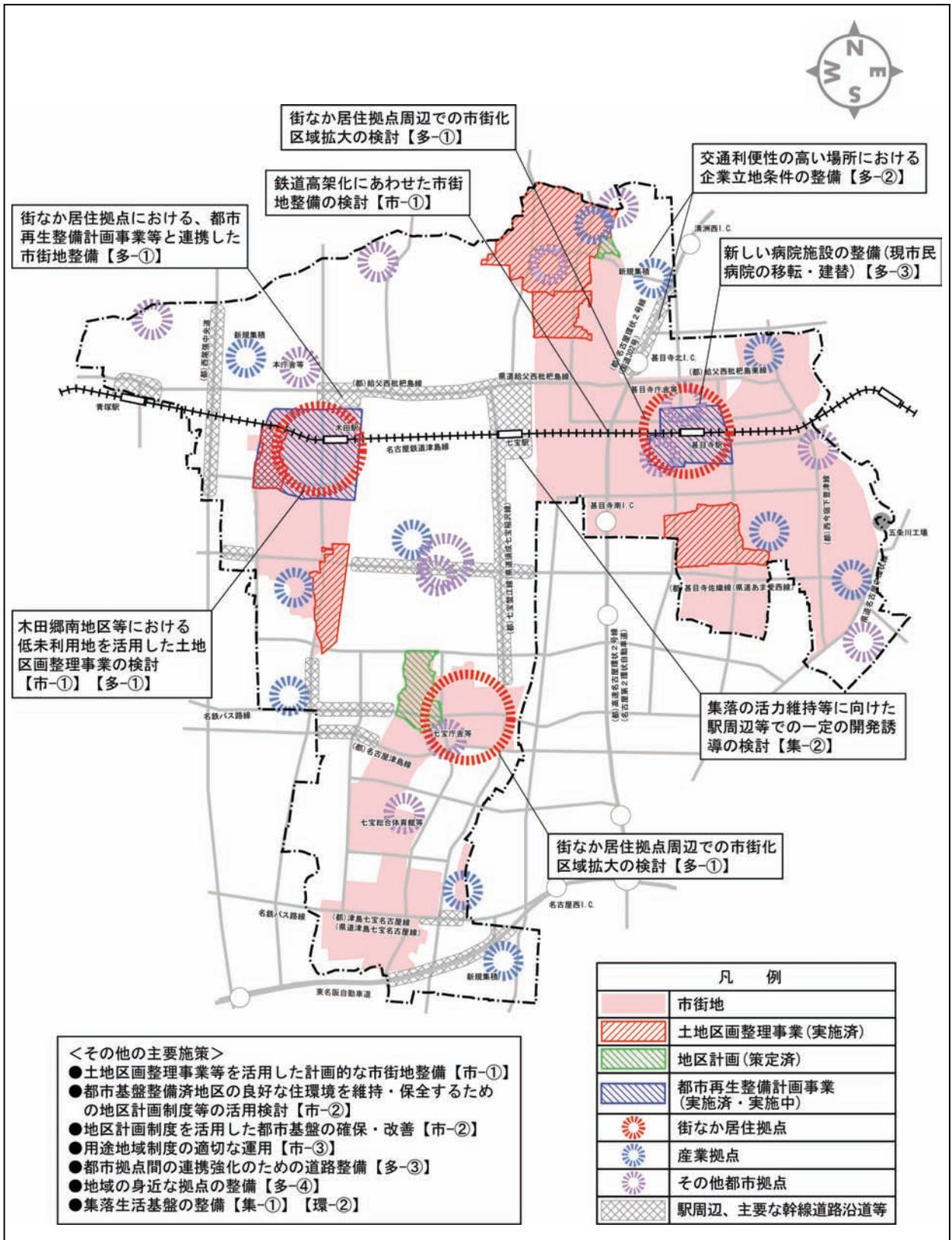
火葬場やごみ処理場など、環境衛生に係る拠点施設の整備・運営については、周辺都市との広域連携により対応します。

市東部のごみ焼却場（五条川工場 [名古屋市]）については、周辺環境・地球環境に配慮した施設として、適正管理を促進します。

② 井領敷地の解消

道路や水路については、その整備・改善にあわせて、井領敷地の解消に取り組んでいきます。

《市街地・拠点に関する方針図》



注：【 】内は、施策体系における該当項目
 市 ⇒ 市街地環境の充実
 多 ⇒ 多様な拠点の形成
 集 ⇒ 集落環境の充実
 環 ⇒ 環境衛生の充実その他

5-4 防災に関する方針

1. 基本方針

大規模災害にも備えた、安全・安心の環境をつくる

市民の生命や財産を守るため、河川改修など、災害を未然に防止するための都市基盤の整備を着実に進めるとともに、住宅の耐震化や、災害に弱い場所での適切な開発指導など、大規模災害にも備えた、被害を最小化する減災対策を進めます。

また、防災関連情報を提供して市民の防災意識を高め、市民が主体となった活動を促進するなど、総合的・効率的に安全・安心を確保する取り組みを進めます。

なお、これらの取り組みは、大規模地震による被害想定の見直し等にあわせて、適切に見直し・充実を図っていきます。

《施策体系》

- | | | |
|---------------|----|---|
| ●災害に強い都市基盤の整備 | …… | ①治水事業の推進
②防災拠点の整備
③防災軸の整備
④災害に強い市街地の整備 |
| ●総合的な災害対策の推進 | …… | ①流域対策の推進
②地震・地盤災害に対応した土地利用対策の推進 |
| ●地域防災力の向上 | …… | ①防災関連情報の整備
②自主防災組織の強化 |

2. 整備・誘導の方針

《災害に強い都市 基盤の整備》

①治水事業の推進

洪水を安全に流下させ、水害防止を図るため、治水施設の整備を進めます。

特に、五条川、蟹江川、福田川、小切戸川については、県が定める河川整備計画に基づき、河床掘削による流下能力の増大、堤防高の不足する区間での堤防・護岸の整備等を促進します。

また、海拔ゼロメートル地帯が広がるなかで、排水条件が悪い地域では、排水機場、排水路等の内水排除施設の整備を進めます。

なお、これらの治水施設については、耐震化など、大規模地震の発生を考慮した機能強化についても取り組んでいきます。

②防災拠点の整備

市役所庁舎、市民病院、教育施設など、災害時の各種活動の中核となる公共施設では、耐震化・不燃化を推進するとともに、敷地における雨水貯留・浸透機能の向上など、浸水対策を強化します。

また、災害時に広域避難場所等として活用できるような公園・緑地の整備に努めます。既設の公園・緑地についても、災害時に避難場所として活用できるよう、各地域の状況に応じて防災機能の強化を図ります。

③防災軸の整備

災害発生時の緊急輸送や、防火帯としての役割を担う幹線道路の整備を進めます。

特に、県の地域防災計画において第1次・第2次緊急輸送道路として位置づけられる路線や、これらを補完・代替する主要な幹線道路について、道路・橋梁の耐震化や、都市計画道路としての整備を重点化し、緊急輸送道路ネットワークの形成・充実に努めます。

④災害に強い市街地の整備

狭い道路が多い地域や、木造住宅が密集する地域など、地震等の発生時に被害が急速に拡大する可能性がある場所では、地区計画制度や、道路の整備事業など、地域の状況に応じた手法により、都市基盤の改善を図り、防災・避難空間の充実に努めます。

《総合的な災害対策の推進》

①流域対策の推進

河川への雨水流出を抑制するため、地域特性に応じ、「特定都市河川浸水被害対策法」や「あま市宅地開発等に関する指導要綱」等に基づく土地利用対策を進めます。

例えば、河川沿い等の農地については、できる限り保全し、遊水機能の維持に努めます。また、農地での新たな開発に対しては、開発に伴う流出増分に対応した雨水貯留・浸透施設の設置を指導し、遊水・保水機能の確保に努めます。

既存の住宅地・集落についても、不用になった浄化槽の雨水貯留施設への転用を促進するなど、遊水・保水機能の向上に努めます。

なお、河川に近接する低地の市街地など、洪水時に大きな浸水被害の発生が予想される地域については、耐水化を重点化すべき区域として、雨水貯留・浸透施設の設置を一層促進するほか、内水排除施設の整備や、耐水性建築（地盤嵩上げ、高床式建築等）の奨励等に努めます。

②地震・地盤災害に対応した土地利用対策の推進

大規模地震の発生に伴う建築物の倒壊・出火・延焼等の被害を抑制するため、地域特性に応じた適切な土地利用対策を進めます。

例えば、老朽木造住宅が密集するような地域について、重点的に耐震化を促進するとともに、市街地では、緊急輸送道路の配置状況等を踏まえつつ、準防火地域の指定・拡大を検討し、建築物の不燃化を促進します。

また、本市は、大規模地震の発生に伴う液状化の危険性が高いため、開発を行う際の地盤改良や構造物の対策の検討を促進します。

《地域防災力の向上》 ①防災関連情報の整備

災害時の情報収集・伝達を迅速かつ効果的に実施するため、防災情報通信体制の強化に努めます。

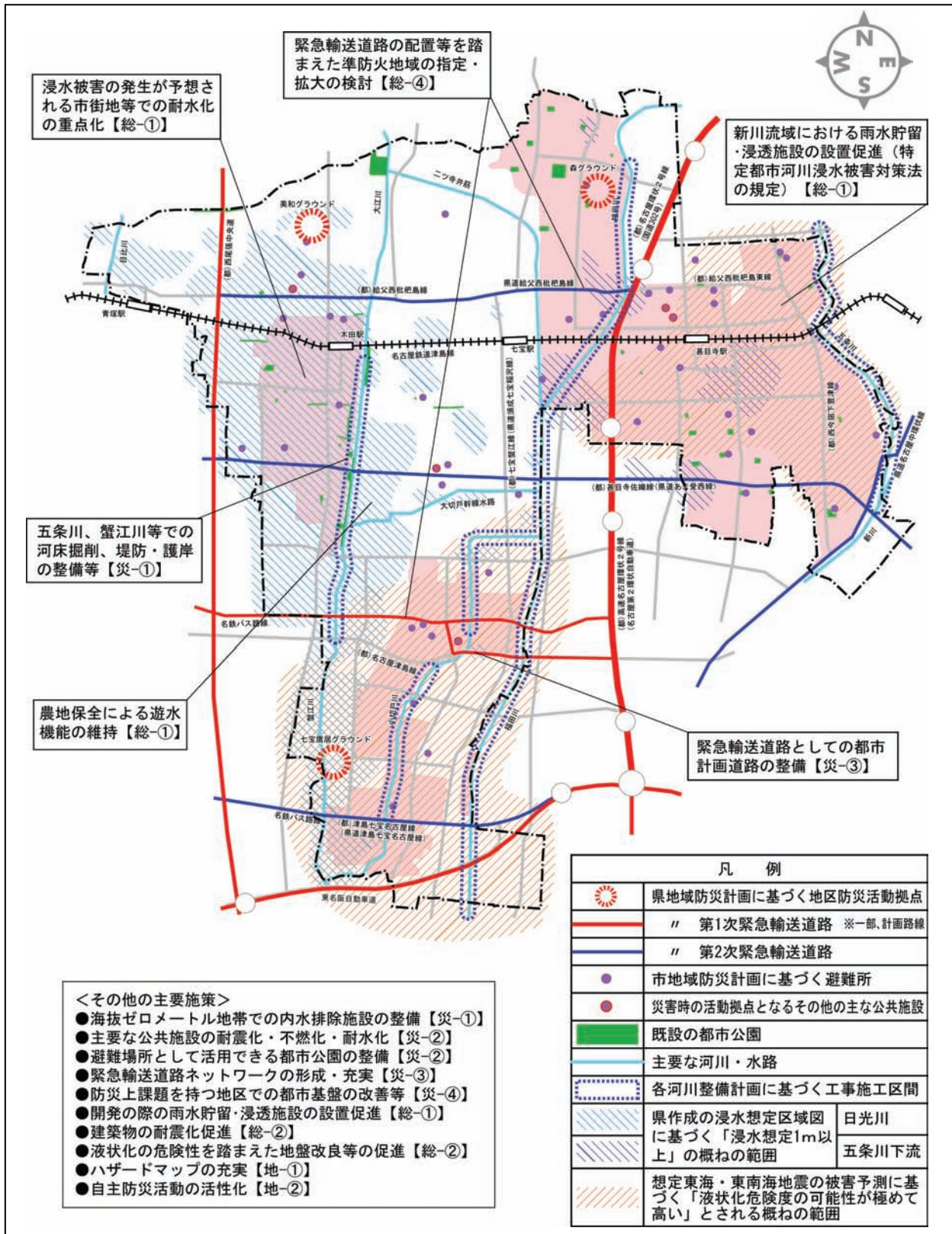
また、各地域の災害の危険度等がわかるハザードマップについて、地域防災計画の改訂にあわせて見直しを図るなど、市民にとって、よりわかりやすく有益な情報を整備していきます。

②自主防災組織の強化

自主防災組織とも連携しながら、啓発活動を推進し、個人、家庭、地域等の各レベルで防災意識の向上に努めます。

あわせて、避難所として位置づけられる公共施設など、地域の活動拠点への防災資機材の整備等を支援し、自主防災組織の活動の活性化を促進します。

《防災に関する方針図》



資料：愛知県地域防災計画附属資料(H22 修正)、あま市地域防災計画資料編(H23)、一級河川庄内川水系新川圏域河川整備計画(H19)、二級河川日光川水系河川整備計画(H23)、日光川水系日光川浸水想定区域図(H23)、庄内川水系新川(五条川下流)浸水想定区域図(H20)、愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書(H15)

注：【 】内は、施策体系における該当項目
 災 ⇒ 災害に強い都市基盤の整備
 総 ⇒ 総合的な災害対策の推進
 地 ⇒ 地域防災力の向上
 注：浸水や液状化に係る想定範囲は、前提条件の違いによって大小する

5-5 街並み・景観に関する方針

1. 基本方針

地域の特性を活かした魅力的な街並み・景観をつくる

都市整備の一環で創出される都市景観は、都市の魅力や個性につながる重要な要素であるため、今後は、鉄道駅周辺など、都市構造上、重要な場所において、重点的な景観整備を進めます。

また、各地域それぞれで豊かな個性を持ち、特徴的な景観資源も数多く分布していることを踏まえ、これらの特性を積極的に守り、活かした空間づくりを進めます。

《施策体系》

- | | | |
|-----------------|-------|---------------------|
| ●都市構造を踏まえた景観づくり | | ①多くの人が集い利用する場所の景観整備 |
| ●地域特性に応じた景観づくり | | ①土地利用に応じた景観づくり |
| | | ②地域の景観資源の保全・活用 |
| | | ③地域特性に応じた景観ルールを活用 |
| | | ④市民との協働 |

2. 整備・誘導の方針

《都市構造を踏まえた ①多くの人が集い利用する場所の景観整備

景観づくり》

市内外多くの人が集い利用するような都市構造上、重要な場所について、重点的な景観の整備・誘導を進めます。

例えば、鉄道駅周辺等の「街なか居住拠点」では、都市計画道路、駅前広場等の整備や、土地利用施策とも連携しながら、まちの顔としてふさわしい、賑わいを演出する景観の整備・誘導を図ります。公共施設が集積する「地域サービス拠点」では、景観に配慮した公共施設整備や、周辺の道路等を含めた緑化、分かりやすいサインの設置など、品格や利便性に配慮した景観の整備・誘導を図ります。

また、「生活交流軸」としての(都)西今宿東条線等では、都市計画道路の整備にあわせた緑化や、各拠点へ誘導するわかりやすいサインの設置、沿道の屋外広告物の整序など、通りから見られることを意識した景観の整備・誘導を図ります。

《地域特性に応じた ①土地利用に応じた景観づくり 景観づくり》

地域特性に応じた景観づくりの基本的な枠組みとして、土地利用との連携に配慮していきます。

本市においては、市街地では中低層主体の街並み、市街地外では緑豊かで開放感のある農村景観を基調とします。

その上で、市街地では、緑豊かで落ち着いた雰囲気のある住宅地、賑わいを感じる商業地、周辺と調和した親しみを感じる工業地といった形で、主要用途の特性に応じて良好な景観の整備・誘導を進めます。

②地域の景観資源の保全・活用

歴史的な建造物、地域のシンボルとなっている樹木、自然・生態系豊かな河川、歴史的な街道、特徴的な通りおよびこれらを含めた街並みなど、地域の景観に個性を与えている地域資源を掘り起こし、その保全と、地域のまちづくりへの活用を進めます。

例えば、「歴史・文化拠点」として位置づけられる甚目寺観音および萱津神社の一带では、貴重な歴史・文化的資源が街並みのなかで埋もれることが無いよう留意するほか、旧街道を活かしながら、歴史・文化的資源の数々をじっくり楽しく巡ることのできる環境を創出し、観光・交流を促進します。

③地域特性に応じた景観ルールの活用

良好な景観を保全・創出するため、地域の特性に応じて、地区計画制度等の都市計画法に基づく制度を活用し、建築物等の規制・誘導を図ります。

また、文化財保護法、屋外広告物法、農振法等の他法令とも効果的に連携して規制・誘導を図ります。

④市民との協働

市民の景観に対する意識高揚を促し、協働による景観づくりを進めます。

特に、駅周辺をはじめ、重点的な景観づくりが必要な場所では、地域住民とともに、景観の全体像や個別の方向性（建築物の色彩・デザイン・高さ等）を検討するなど、協働を積極化します。

